葉巻たばこ	ホヨー・ドゥ・モントレー・エピキュア　№２　レゼルバ　2012	124㎜　１本	キューバ	6,000円
葉巻たばこ	パンチ・レジオス　デ　パンチ　ＬＥ　2017	120㎜　１本	キューバ	3,200円
葉巻たばこ	ケドルセ・№54	135㎜　１本	キューバ	2,600円
葉巻たばこ	ケドルセ・№50	110㎜　１本	キューバ	1,900円
葉巻たばこ	パルタガス・セリーズ　№１　ＬＥ　2017	138㎜　１本	キューバ	4,000円
葉巻たばこ	ロメオ・Ｙ・ジュリエッタ・ファビュロソス　№２	190㎜　１本	キューバ	13,000円
葉巻たばこ	ロメオ・Ｙ・ジュリエッタ・ペティ　ロイヤレス	95㎜　１本	キューバ	2,100円
葉巻たばこ	ロメオ・Ｙ・ジュリエッタ・ワイド　チャーチルズ　グラン　レゼルバ　2009	130㎜　１本	キューバ	11,000円
葉巻たばこ	カマーチョ　ニカラグア　バレル　エイジド　ロブスト	127㎜　１本	ホンジュラス	3,600円
葉巻たばこ	カマーチョ　ニカラグア　バレル　エイジド　ロブスト　チュボス	127㎜　１本	ホンジュラス	3,700円
葉巻たばこ	カマーチョ　ニカラグア　バレル　エイジド　トロ	152㎜　１本	ホンジュラス	3,800円
葉巻たばこ	カマーチョ　ニカラグア　バレル　エイジド　ゴルド	152㎜　１本	ホンジュラス	4,600円
葉巻たばこ	ダビドフ　エクスクルーシブ　バンコク	184㎜　１本	ドミニカ共和国	7,000円

隊員の免職処分

関西補給処　２等陸曹　杉田　　暁

自衛隊法第46条第１項第１号の規定により免職する。

平成30年４月３日

陸上自衛隊関西補給処長

陸将補　福田　和彦

退職手当支給制限処分

（退職をした者の氏名）杉田　　暁

（退職時の勤務官署）陸上自衛隊宇治駐屯地

国家公務員退職手当法第12条第１項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

平成30年４月３日

陸上自衛隊宇治駐屯地関西補給処長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第６７号

和歌山市手平２丁目１番２号

申立人　社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

本籍和歌山県紀の川市上田井139番地５、最後の住所和歌山県紀の川市上田井139番地５、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成28年12月７日、出生の場所和歌山県那賀郡上名手村、出生年月日昭和14年２月17日、職業不詳

被相続人　亡　森田　　茂

事務所和歌山市八番丁９番地県信ビル７階谷口舜二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　舜二

和歌山家庭裁判所

平成３０年（家）第１６２号

島根県江津市敬川町1746番地１

申立人　本藤　繁夫

本籍島根県江津市江津町838番地、最後の住所島根県江津市和木町1173番地３、死亡の場所島根県江津市、死亡年月日平成29年12月11日、出生の場所島根県邇摩郡大浜村、出生年月日大正15年10月29日、職業無職

被相続人　亡　三木アキノ

島根県江津市敬川町1746番地１

相続財産管理人　本藤　繁夫

松江家庭裁判所浜田支部

平成２９年（家）第３０５１０号

広島県三原市大和町椋梨1857番地

申立人　計田　克法

本籍広島市安佐北区白木町大字秋山2071番地、最後の住所広島県東広島市西条町土与丸1159番地５、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日平成24年９月９日、出生の場所広島市安佐北区、出生年月日昭和４年１月２日、職業不明

被相続人　亡　佐々木俊三

広島県東広島市西条町寺家5770番地１アンビエンテⅢ204号

相続財産管理人　司法書士　小田部勇樹

広島家庭裁判所

平成３０年（家）第３００７０号

広島市安佐北区可部５丁目13番４号

申立人　親和観光株式会社

本籍広島市東区福田３丁目3597番地、最後の住所広島市東区福田３丁目８番35号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成29年10月３日、出生の場所広島県安芸郡安芸町、出生年月日昭和36年９月22日、職業会社役員

被相続人　亡　木村　　寛

事務所広島市中区八丁堀３番12号　砂原ビル601号

相続財産管理人　弁護士　木村　文子

広島家庭裁判所

平成３０年（家）第３７号

香川県高松市郷東町184番地２

申立人　野込　**静**江

本籍香川県高松市西宝町３丁目12番、最後の住所香川県高松市西宝町３丁目12番10号、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日平成29年12月５日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和29年７月27日、職業無職

被相続人　亡　濵田　益美

香川県高松市磨屋町６－５　のぞみビル　のぞみ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池内　優太

高松家庭裁判所

平成３０年（家）第１１号

東京都千代田区九段北１丁目13番５号

申立人　あおぞら債権回収株式会社

本籍愛媛県八幡浜市保内町磯崎1454番地、最後の住所愛媛県八幡浜市保内町磯崎1454番地、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成26年10月８日、出生の場所愛媛県西宇和郡磯津村、出生年月日昭和12年３月10日、職業無職

被相続人　亡　佐々木　武

事務所愛媛県大洲市東大洲68番地10

相続財産管理人　司法書士　中山　雅博

松山家庭裁判所大洲支部